

月報 (平成30年8月号)

いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158
 FAX 0225-22-2442

1 一般職業紹介状況 (平成30年6月内容) について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.59倍となり、前年同月比では0.12ポイント下回り、前月比では0.03ポイント下回りました。

【求人のおよす】

○ 新規求人数は1,962人で、前年同月比で5.6%減(前年同月差117人減)、前月比で20.1%増(前月差329人増)となりました。

○ 月間有効求人数は4,833人で、前年同月比で7.3%減(前年同月差383人減)、前月比で3.0%減(前月差147人減)となりました。

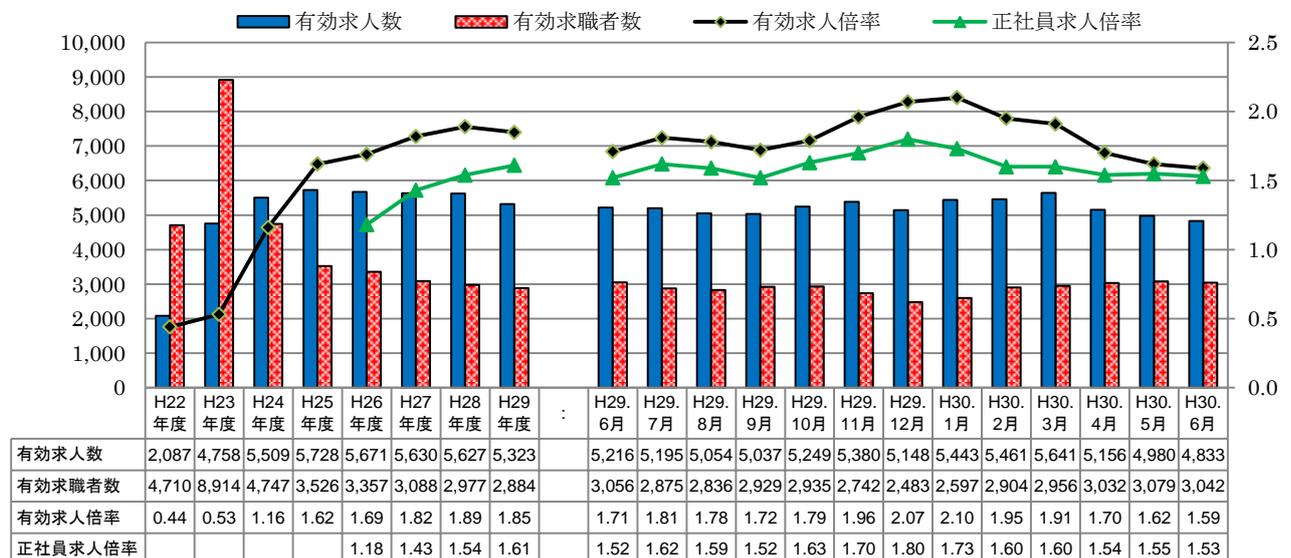
【求職のおよす】

○ 新規求職者数は732人で、前年同月比で6.9%減(前年同月差54人減)、前月比で12.3%減(前月差103人減)となりました。

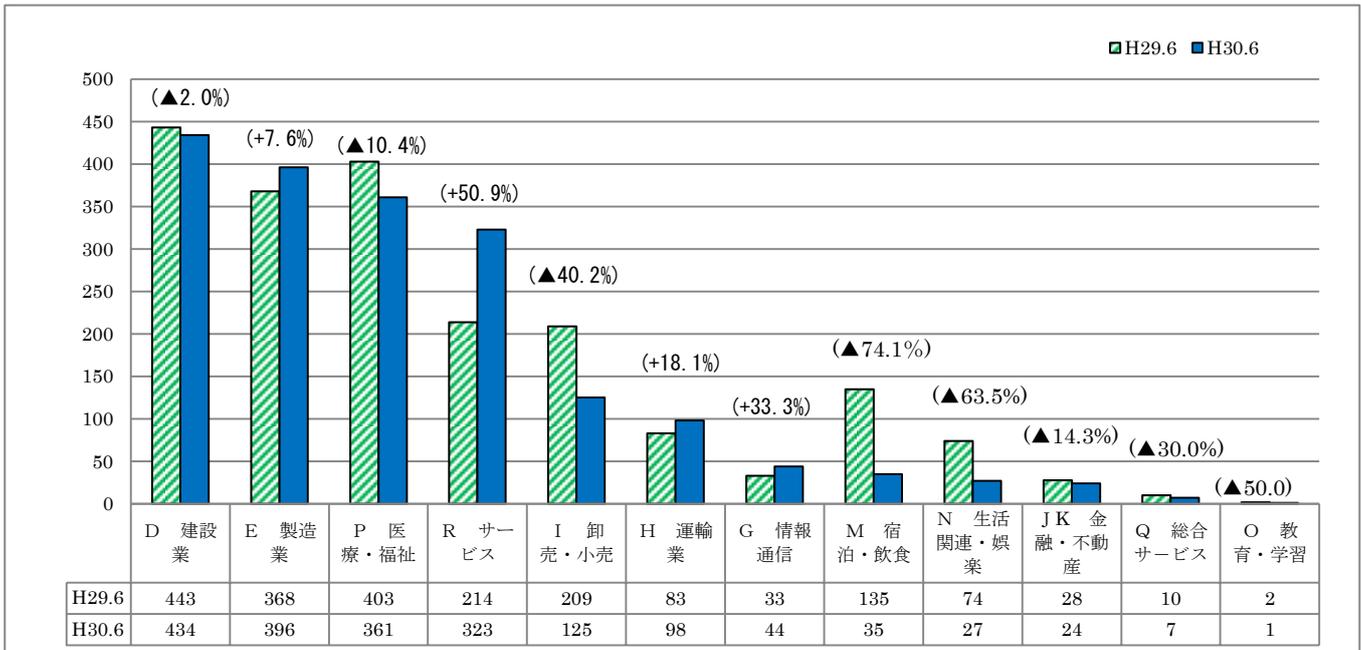
○ 月間有効求職者数は3,042人で、前年同月比で0.5%減(前年同月差14人減)、前月比で1.2%減(前月差37人減)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,549人で50.9%、45歳以上54歳以下は612人で20.1%、55歳以上は881人で29.0%となっています。

求人・求職の状況



2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、製造業が396人で、前年同月比で7.6%増（前年同月差28人増）、サービス業が323人で、同50.9%増（同109人増）、運輸業が98人で、同18.1%増（同15人増）となりました。

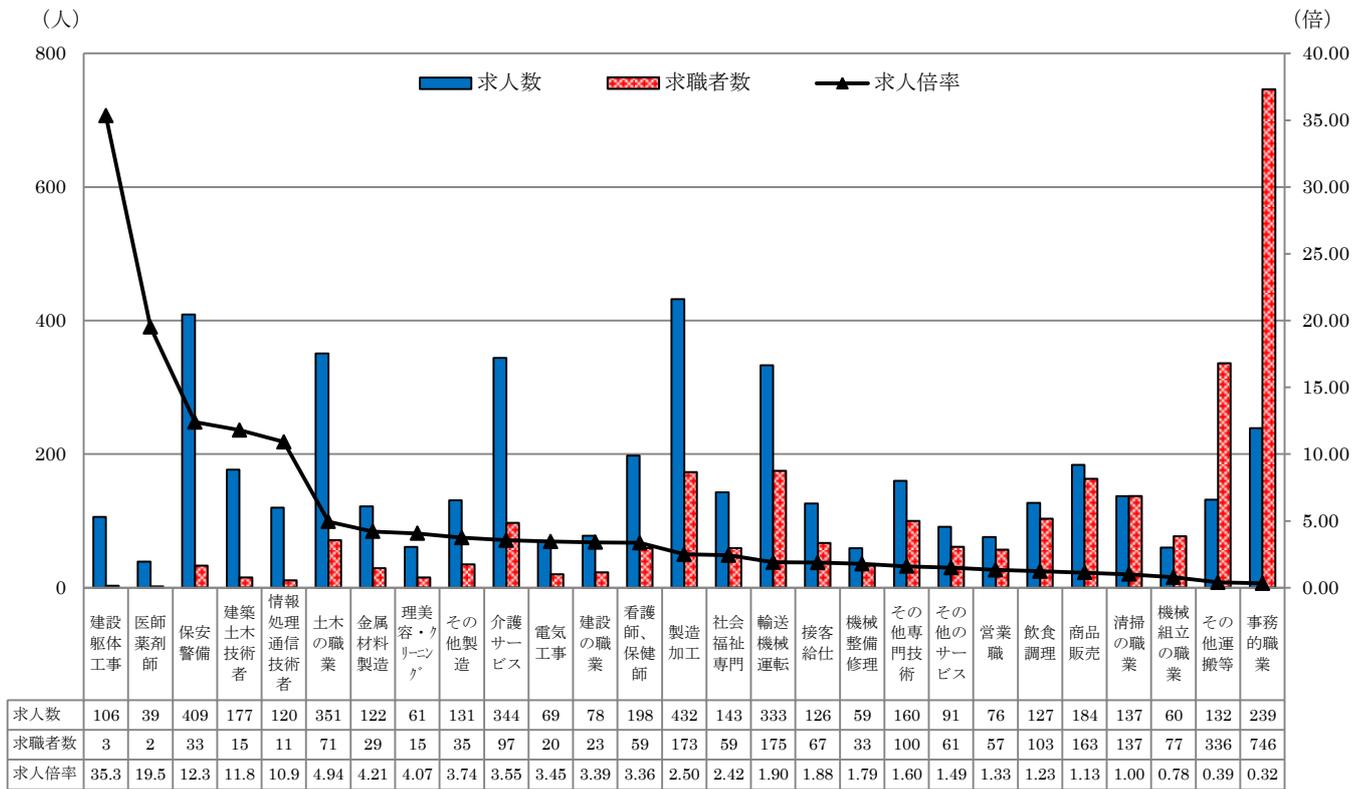
一方、建設業が434人で、同2.0%減（同9人減）、医療・福祉が361人で、同10.4%減（同42人減）、卸売業・小売業が125人で、同40.2%減（同84人減）となりました。

3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目	計	男	女	前月比	前年同月比	
新規求人数	1,962	*	*	20.1	▲5.6	
月間有効求人数	4,833	*	*	▲3.0	▲7.3	
新規求職者数	732	329	400	▲12.3	▲6.9	
うち雇用保険受給者	138	65	73	▲10.4	▲20.2	
月間有効求職者数	3,042	1,396	1,640	▲1.2	▲0.5	
うち雇用保険受給者	945	399	545	▲0.7	▲12.3	
求人倍率	新規	2.68	*	*	0.72 P	0.03 P
	有効	1.59	*	*	▲0.03 P	▲0.12 P
紹介件数	1,261	586	674	▲0.2	▲6.2	
うち雇用保険受給者	217	95	121	▲8.8	▲25.9	
就職件数	404	174	230	11.3	▲8.0	
うち雇用保険受給者	82	30	52	▲13.7	▲20.4	
新規就職率	55.2	52.9	57.5	11.7 P	▲0.7 P	

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用
 ※ 求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	18	5	13	▲52.6	0.0
新規登録者数	7	1	6	▲58.8	▲12.5
就職件数	13	3	10	8.3	18.2
月末現在有効求職者数	377	127	250	0.8	9.9

6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所 関係	新規適用事業所数	12	*	*	9.1	▲14.3
	廃止事業所数	6	*	*	▲45.5	▲45.5
	月末現在事業所数	4,166	*	*	0.0	0.8
被保険 者関係	資格取得者数	709	387	322	▲32.0	▲19.2
	資格喪失者数	582	319	263	▲10.6	▲12.9
	離職票交付件数	367	*	*	▲5.2	▲2.4
	月末現在被保険者数	46,709	27,441	19,268	0.1	1.0
給付金 関係	受給資格決定数	176	80	96	▲17.8	▲15.8
	一般給付受給者数	582	243	339	▲4.6	▲9.5
	一般給付金額	61,872	28,686	33,186	▲10.8	▲10.7
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	-
	個別延長給付金額	0	0	0	-	-

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます

- ① 施行：2019年4月1日～ *中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます！
 時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
 複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。
- ② 施行：2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です！
 使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。
- ③ 施行：2020年4月1日～ *中小企業は、2021年4月1日～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！
 同一企業内において、
 正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000148322.html>

働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

石巻労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー（0225-22-3365）

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

宮城労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等室（022-299-8834）

【派遣労働者関係】 需給調整事業課（022-292-6071）

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）
 の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

あなたの職場でも 職場見学会 受け入れてみませんか！

ハローワーク石巻では、人材確保対策のひとつとして、職場見学会のサポートを行っております。
 求職登録者の中には適職判断に迷い、面接・応募に躊躇されている方も少なからず見受けられます。そ
 うした方に職場見学への参加を促し、①「仕事への興味・関心を深めてもらうこと」、②「就職のミスマ
 ッチを防ぐこと」、③「職場の雰囲気や事前に知ることにより、採用後の職場定着が促進されること」な
 ど、求人・求職者にとって、互いに有効と思われます。

ご関心のある求人事業所の皆さま、ハローワーク(求人・企画部門)への相談お待ちしております。

8月の開催予定

開催日	時間	事業所名	主な職種
8月7日(火)	10:30～	東松島市役所(矢本東小学校)	放課後児童クラブ支援員・補助員
8月23日(木)	14:30～	メディカル・ケア・サービス東北(株) 愛の家グループホーム	介護職員